

「店頭外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

2025年2月3日

新	旧
<p>第12条（取引価格）</p> <p>1. 取引価格は<u>当社のカバー取引先が提示した</u>最新の為替レートを参照し、当社が対お客様向けに算出するものとします。</p> <p>2. 取引価格の算出は随時行うものとします。</p> <p>3. 取引価格の表示は本サービスを通じて一定の間隔で更新するものとします。</p> <p>4. 前項の表示は当社もしくはお客様のコンピュータ、通信回線の事情等によりシステム的な制約を受ける場合がございます。</p> <p>5. <u>当社のカバー取引先が提示したレートが急変した場合、または当社が安定した取引価格の提示が困難と判断した場合、その取引価格は適用外とみなし、一時的に配信を停止することがあります。上記のような本来取引価格の配信を一時停止すべき状態であったにも関わらず、取引価格を当社が配信してしまった場合には、それをバグレートとみなし、そのバグレートによって成立した取引は無効とさせていただきます。</u></p> <p>なお、当社のカバー取引先が当社に提示した取引価格をバグレートと当社に通知した場合であって、そのバグレートを当社が取引価格の算出に用い、明らかにバグレートと考えられる場合も同様の取扱いといたします。</p>	<p>第12条（取引価格）</p> <p>1. 取引価格はインターバンク市場において取引されている最新の為替レートを参照し、当社が対お客様向けに算出するものとします。</p> <p>2. 取引価格の算出は随時行うものとします。</p> <p>3. 取引価格の表示は本サービスを通じて一定の間隔で更新するものとします。</p> <p>4. 前項の表示は当社もしくはお客様のコンピュータ、通信回線の事情等によりシステム的な制約を受ける場合がございます。</p> <p>5. 取引価格がインターバンク市場の実勢レートから1%以上乖離した場合はバグレートとみなし、バグレートによって成立した取引を全て無効とさせていただきます。</p> <p>なお、当社のカバー取引先が当社に提示したレートをバグレートと当社に通知した場合であって、そのバグレートを当社が取引価格の算出に用い、明らかにバグレートと考えられる場合も同様の取扱いといたします。</p>